

マイナンバー法等の一部改正により、**令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます。**
当組合は、土日祝日の営業は行っておりませんので、**令和6年11月29日(金)**に健保組合へ到着(受付)した分を持ちまして、健康保険証の新規発行・再発行が終了いたします。どんな事情であれ例外対応はいたしかねますので、予めご認識いただきますよう、よろしくお願いいたします。ご申請は事業所もしくは社労士事務所を経由していただくこととなり、加入者様から直接いただいたものは受付できませんので、よろしくお願いいたします。(事業主の印鑑が必要なため)

なお、健康保険証廃止日以降は「**マイナ保険証**」での受診が原則となります。また、取得をされていない方は以下に沿って手続きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

マイナ保険証の準備方法

- <1>マイナンバーカードを作成する
- <2>マイナンバーカードの保険証利用登録を行う

▶[「マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込」のよくあるご質問はこちら](#)

▶マイナンバーカードの作成、保険証利用登録に関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間:平日 9:30~20:00、土日祝 9:30~17:30(年未年始を除く)

ご自身の健康保険証情報を確認するとき

ご自身の健康保険証情報が正しく登録されているかはマイナポータルの「ホーム」→「証明書」→「健康保険証」から確認ができます。

【参考リンク】[マイナポータル](#)

▶[「マイナポータルを使う>わたしの情報」のよくあるご質問はこちら](#)

▶マイナポータルに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間:平日 9:30~20:00、土日祝 9:30~17:30(年未年始を除く)

マイナ保険証のご注意

マイナ保険証での受診時にはオンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了していることが必要です。ご就職や扶養追加により健保組合へ加入された直後の場合は加入資格があるにも関わらず、「健保組合へマイナンバー情報が提出されていない」、「オンライン資格確認等シ

システムに情報が未反映」等の理由により、マイナ保険証での受診で「資格無効」や「資格情報なし」と表示されることがあります。オンライン資格確認等システムへのデータ登録には一定の期間を要しますのでご注意ください。

経過措置について

上記で申し上げた通り、令和6年12月2日以降は「マイナ保険証」での受診が原則となりますが、令和6年12月1日までに発行された健康保険証は廃止後1年間(令和7年12月1日まで)マイナ保険証と併用して受診できるよう経過措置が設けられます。ただし、経過措置期間中に資格を喪失された場合、保険証を紛失された場合や婚姻等により氏名変更をされた場合はこの限りではありません。

資格確認書について

資格確認書は、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方について、医療機関等に提示することで保険診療を受けられるようにする物です。

上記の通り、健康保険証の廃止は経過措置が設けられており、**当健保に現在加入中で健康保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日まで**マイナ保険証との併用ができます。

令和6年12月2日以降、資格を取得した方(入社や扶養加入等)や健康保険証を紛失した方、婚姻等により氏名変更をした方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、交付を行うこととなります。

なお、令和7年12月2日以降は現行の健康保険証が使用できませんので、海外赴任者などマイナ保険証の未取得などにつきましては、令和7年12月2日までにお手元に資格確認書が届くように発送する予定です。

資格情報通知書(資格情報のお知らせ)について

資格情報通知書(資格情報のお知らせ)は、健康保険証廃止後、健診や保険給付などに使用する記号番号などご自身の資格情報を簡易に把握できるようにするため、発行する物です。令和6年10月5日までに健保へ届出がされた現在加入中の方へは、すでに令和6年10月21日にご自宅へ発送しておりますので、この限りではありません。

※マイナンバーカードの保険証利用につきましてご不明な点等ございましたら、以下までご連絡をいただければと思いますが、マイナンバーカードに関するご質問、マイナポータルに関するご質問は上記「マイナンバー総合フリーダイヤル」までお問合せください。

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合

TEL:03-3490-0845

Email:pogkenpo@po-holdings.co.jp